

伊国社福号外  
令和7年3月3日

事業所各位

伊豆の国市長  
(社会福祉課)

伊豆の国市見守り安心ごみ出し事業の実施について（ご案内）

梅花の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当市の福祉事業に御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

当市では、令和7年度からごみ出しに支援が必要な世帯に対する支援策として、「伊豆の国市見守り安心ごみ出し事業」を実施する予定※です。

つきましては、貴事業所の利用者様に御案内いただくとともに、当該サービスの利用に向けて御支援、御協力を賜りたくお願いいたします。

当該サービスの詳細につきましては下記のとおりですが、御不明な点等ございましたら、担当課までお問合せください。

※本事業に係る令和7年度当初予算が議会で承認されない場合、事業をとり止めます。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 事業名     | 伊豆の国市見守り安心ごみ出し事業  |
| 2 事業の内容   | 家庭ごみをごみ集積所まで運ぶことが困難で、身近な人等の協力が得られない世帯に、週に1回、玄関先まで出向いてごみの収集を行うとともに、必要に応じて声かけによる安否確認を行う。  |
| 3 対象世帯    | 次の(1)~(3)の要件を全て満たす世帯<br>(1) 世帯員（同一敷地内に居住する者を世帯員とみなす）のみで<br>ごみの搬出が困難な世帯<br>(2) 住民税非課税世帯<br>(3) 世帯全員が次のいずれかにあてはまる世帯<br>・ 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている。<br>・ 視覚障害または肢体不自由により身体障害者手帳1~2級の交付を受けている。<br>・ 療育手帳Aの交付を受けている。<br>・ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている。 |
| 4 利用料     | 無料  |
| 5 申請方法    | 利用申請書を、次の申請窓口に提出してください(代理申請可)。<br>(1) 世帯主が65歳以上の高齢者 長寿介護課<br>(2) 世帯主が65歳未満の障がい者 障がい福祉課  |
| 6 申請受付開始日 | 令和7年4月1日  |
| 7 収集開始日   | 令和7年6月1日(予定)  |
| 8 その他     | 猫やカラス等によるごみの飛散防止のため、ごみを出すための大きめのポリバケツや専用のボックス(ホームセンター等で販売)を利用者が御用意ください。   |

社会福祉課 担当：川口、鈴木  
電話 0558(76)8036